



労働者死傷病報告等の電子申請の原則義務化

2025年1月1日より以下の手続について電子申請が原則義務化されます。

- 労働者死傷病報告
 - 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
 - 定期健康診断結果報告
 - 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
 - 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
 - 有機溶剤等健康診断結果報告
 - じん肺健康管理実施状況報告
- 義務化されるもの以外にも...
- ・足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
 - ・特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
 - ・特定元方事業者の事業開始報告
- など多くの届出等について、電子申請が可能です。



自動車の「逸走」に気をつけてください！

～なくそう いっそう～

「逸走」とは、運転者の運転行為以外が原因となって、車両などが動き出すことを指します。特に、傾斜地に自動車を停車させた場合、確実な停止措置がなされていないと、傾斜に沿って、自動車が勝手に動き出し、周囲の人や物に激突するおそれがあります。

まず、自動車を停車させるときは、平地を選びましょう。やむを得ず傾斜地に停車させるときは、ギアの確認(オートマチック車では「パーキング」に、マニュアル車では、上り坂は「ロー」、下り坂では「バック」に入れる)を必ず行うようにしてください。サイドブレーキも、十分に引くことの徹底をお願いします。

運転に慣れている方は、特に注意が必要です。普段から流れ作業でギア操作をされている場合は、今一度、停車させるときに手元を確認してみたいはかがでしょうか。

小諸署作成リーフレット(5月10日付お知らせ欄掲載) →



ポータルサイト及びチャットボットを活用しましょう！

労働条件に関する総合サイト「確かめよう労働条件」では、労働者・事業者双方に役立つ情報が複数掲載されております。例えば、「労働条件相談「ほっとライン」」、「労働基準関係情報メール窓口」等への案内や、労働問題に係る重要な裁判例の確認ができるほか、労働条件WEB診断、36協定・就業規則等の作成支援ツール等が利用できます。ぜひご活用ください。また、令和6年7月1日より、「労働基準監督署チャットボット」が開設されました。同チャットボットでは、労働基準監督署の業務に関する一般的な問い合わせに24時間、365日対応しているため、監督署が閉庁している夜間や土日についても使用可能です。日本語以外の10言語にも対応しています。併せてご活用ください。



☞確かめよう労働条件
チャットボット☞



65歳までの雇用確保義務の経過措置期間は2025年3月31日までです

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、高齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることがみとめられています。その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

2025年4月1日以降は、高齢者雇用確保措置として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- ・定年制の廃止
- ・65歳までの定年の引き上げ
- ・希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

【お問い合わせ先】

ハローワーク佐久 事業所サービス部門

TEL: 0267-62-8609 (部門コード33#)



【編集後記】 猛暑の折、熱中症対策は万全に！暑さ対策だけでなく、蜂刺され対策への備えについても、予め何ができるのか考えておきましょう！
(第29号：令和6年8月発行)